情報コーナー

化学物質に関する法改正の動き

(社)日本試薬協会 安全性・環境対策委員会 (執筆担当:ナカライテスク株式会社 岩口 一房)

化学物質に関する法律で平成23年1月から平成23年4月までに改正等のあったものの概要を紹介いたします。これらは概要のため、すべての内容は網羅しておりません。詳細は、必ず官報又は当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認ください。

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)関係

1)「届出不要物質」の公表

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第2号(平成23年3月22日)により、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第2条第2項各号又は第3項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第5項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣が指定する化学物質が公表されました。(施行日:平成23年4月1日)

製品評価技術基盤機構ホームページ:

http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/ippan_todokede/pdf/fuyou.pdf

2)化学物質を第2種監視化学物質として指定した件 厚生労働省・経済産業省・環境省告示第1号(平成23年3月22日)により、「第二種監視化学物質」 が指定されました。通し番号1123~1178(56品目)

製品評価技術基盤機構ホームページ:

http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/nikan 20110322.pdf

3)化学物質を第3種監視化学物質として指定した件 経済産業省・環境省告示第1号(平成23年3月 22日) により、「第三種監視化学物質」が指定されました。通し番号292~321 (30品目)

製品評価技術基盤機構ホームページ:

http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/sankan 20110322.pdf

4)優先評価化学物質として指定した件

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第7号(平成23年4月1日)により、「優先評価化学物質」が 指定されました。通し番号1~88(88品目)

厚生労働省法令等データベースサービス:

http://wwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H110510I0010.pdf

2. 労働安全衛生法関係

1) 第57条の3第1項の規定に基づき新規化学物質 の名称を公表する件

厚生労働省告示第76号(平成23年3月25日)により、「届出があった新規化学物質」についてその名称が公表されました。通し番号19513~19810(298品目)

厚生労働省法令等データベースサービス:

http://wwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H110331K0040.pdf

- 2) 労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令 政令第4号(平成23年1月14日)により、以下の 改正が行われました。(施行日:平成23年4月1日)
 - 2)-1「名称等を表示すべき危険物及び有害物」 に以下の品目が追加されました。
 - ①酸化プロピレン
 - ②1.4-ジクロロ-2-ブテン

- ③1.1-ジメチルヒドラジン
- ④1.3-プロパンスルトン
- 2)-2「健康診断を行うべき有害な業務」として 以下の物質を製造又は取り扱う業務が追加 されました。
 - ①酸化プロピレン
 - ②1.1-ジメチルヒドラジン
- 2)-3「健康管理手帳を交付する業務」として 以下の業務が追加されました。
 - ①無機砒素化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)を製造する工程において粉砕を 行う業務。
- 2)-4「特定化学物質第2類物質」に以下の品目 が追加されました。
 - ①酸化プロピレン
 - ②1,1-ジメチルヒドラジン

安全衛生情報センターホームページ:

http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor 1-1/hor1-1-106-1-0.htm

http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor 1-2/hor1-2-202-1-0.htm

3. 水質汚濁防止法関係

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

政令第22号(平成23年3月16日)により、法律第31号(平成22年5月10日)の水質汚濁防止法で改正された指定物質が定められました。ホルムアルデヒド、ヒドラジン、ヒドロキシルアミン始め52品目です。(施行日:平成23年4月1日)

総務省法令データ提供システム:

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S46/S46SE 188.html

4.薬事法関係

1) 日本薬局方の全部を改正する件

厚生労働省告示第65号(平成23年3月24日付官報)により、日本薬局方の全部を改正する告示がありました。(施行日:平成23年4月1日、但し平成24年9月30日まで経過処置があります。)

厚生労働省法令等データベースサービス:

http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H110328I0010.pdf

2) 指定薬物及び医療等の用途を定める省令の一部 改正

厚生労働省令第50号(平成23年4月14日)により、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として、以下の9品目が追加指定されました。(施行日:平成23年5月14日)

- ①1-(4-イソプロピルスルファニル-2,5-ジメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ② N-エチル-N-[2-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)エチル]プロパン-1-アミン及びその塩類
- ③ 1- (3-フルオロフェニル) -2- (メチルアミノ) プロパン-1-オン及びその塩類
- ④ (4メチルナフタレン-1-イル) (1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類
- ⑤ 2- (2-メチルフェニル) -1- (1-ペンチル-1H-インドール-3-イル) エタン-1-オン及びその塩類
- ⑥(2-メチル-1-プロピル-1H-インドール-3-イル) (ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ⑦1-(4-メトキシナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその 塩類
- ⑧1-(4-メトキシフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類
- ⑨[1-(2-モルフォリノエチル)-1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類

厚生労働省ホームページ:

http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ yakubuturanyou/dl/2-1.pdf

5. 麻薬及び向精神薬取締法関係

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正す る省令 厚生労働省令第24号 (平成23年3月16日) により麻薬及び向精神薬取締法第50条の22 (事故の届出) 第1項の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部が改正され、事故が発生した場合に届出を行うべき向精神薬の剤型の種類及び数量において、「経皮吸収型製剤、10枚」が追加されました。(施行日:平成23年3月16日)

厚生労働省法令等データベースサービス

http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T110317I0020.pdf

http://wwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H110316I0040.pdf

6. 食品衛生法関係

食品衛生法施行規則の一部改正

厚生労働省告示第52号(平成23年3月15日)により、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第10条の規定に基づき、下記の2品目が省令別表第1に追加されました。(施行日:平成23年3月15日)

①5-エチル-2-メチルピリジン

②2.6-ジメチルピリジン

厚生労働省ホームページ:

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syokuten/dl/110315-1.pdf

以上